

平成29年度資金管理業務に関する事業報告書(案)
(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

公益財団法人自動車リサイクル促進センター(以下「本財団」という。)は、循環型社会の構築に向け、自動車リサイクルの一層の推進を通じて、公益財団法人として社会に貢献することが使命であり、資源の有効な利用の向上及び環境の保全に資するため、自動車等のリサイクル及び適正処理の促進に関する事業を行っている。

I 要旨

本財団は、平成15年6月24日に使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)第92条に規定する資金管理法人に指定されており、法第93条に規定する資金管理業務を実施した。

平成29年度においては、新資金管理料金の適用及び資金管理業務諮問委員会の運営の効率化等を実施するとともに、特預金の発生要因の分析等、次年度以降に繋がる取組を行い、今後の更なる貢献拡大に向けて、資金管理業務の高度化を図った。

II 事業内容

平成29年度に資金管理業務として実施した主要な事業は以下の通りである。

1. リサイクル料金の収受

新車販売される自動車については新車登録・検査時まで、また、既販車のうちリサイクル料金が預託されていない自動車については引取業者引取時まで、自動車所有者からリサイクル料金の収受を行った。軽自動車の販売が好調であったため、前年比102%、計画比103%となった。

収受形態ごとの内訳は下表の通り。

収受形態	台数	預託収入
新車登録・検査時預託	5, 207千台	53, 633百万円
引取時預託	55千台	292百万円
合計	5, 262千台	53, 925百万円

2. リサイクル料金の管理・運用

自動車所有者から収受したリサイクル料金を運用の基本方針及び年度運用計画に基づいて安全かつ確実な方法により管理・運用した。

新規債券取得額面金額(債券の償還金・利息の再投資金額を含む。)は846億円であり、年度末における保有債券額面残高は8, 939億円となった。

自動車の平均使用年数15年を考慮した、各年限の必要残高を額面600億円程度とする15年のラダー型資産構成は構築の途上にある。今後も、引き続き日本銀行の金融政策等による環境変化を注視したうえで対応する。

3. リサイクル料金の自動車製造業者等への払渡し

自動車が使用済みになった場合のリサイクルに要する費用等に充てる資金として、自動車製造業者等又は指定再資源化機関、及び情報管理センターに、

該当の自動車に係わるリサイクル料金及びその利息の払渡しを行った。新車販売台数の増加等の影響による使用済自動車の増加に伴い、前年比105%、計画比105%となった。品目ごとの内訳は下表の通り。

品目	払渡先	台数	払渡支出
ASR	自動車製造業者等 又は指定再資源化 機関	3, 139千台	19, 160百万円
エアバッグ類		2, 621千台	6, 166百万円
フロン類		2, 955千台	6, 151百万円
情報管理料金	情報管理センター	3, 286千台	570百万円
小計			32, 046百万円
利息			4, 280百万円
合計			36, 327百万円

4. 中古車輸出時のリサイクル料金の返還

自動車所有者がリサイクル料金の預託済み自動車を輸出した場合、当該所有者の申請に基づき、適正かつ確実に輸出がなされたことを証する書類などの提出を前提に、リサイクル料金を144万台分163億円、及び利息として17億円を返還した。

なお、平成26年4月に実施した輸出取戻し手数料額の改定以降、運営コスト削減を進めた結果、収支が黒字基調となったことから、今後の収支を精査したうえで、平成31年4月に手数料額を改定する。

5. 資金管理システムの運営・管理

リサイクル料金の収受、管理及び払渡し等を行うために必要なシステム（資金管理システム）について万全な運営・管理を行い、安定したサービスを提供した。また、平成29年度は以下の取組を実施した。

- (1) 引取業者の利便性向上と効率化を目的として、リサイクル料金検索機能や引取車両検索機能のシンプル化及び入力機能の改善を実施した。
- (2) 自動車所有者の利便性向上を目的として、自動車所有者向けに提供している、リサイクル料金照会機能及び使用済自動車処理状況検索機能をモバイル端末より利用できるようにシステムを改修した。
- (3) 誤預託防止の一層の強化を目的として、誤預託の可能性がある自動車の情報を検知するシステム改修案を取り纏めた。当該改修は平成30年10月に実施する予定である。

6. 新資金管理料金の適用

自動車所有者が負担する資金管理料金の大部分を占めるリサイクル料金収受に係る委託手数料について大幅なコスト削減を行い、平成29年4月1日より、これを織り込んだ新資金管理料金の適用を開始した（1台あたり新車購入時預託については24%、引取時預託については15%の引下げ）。

7. 特預金の出えん等

経済産業大臣及び環境大臣の承認を受けて、次の通り特預金の出えん等を行った。

- (1) 離島対策等支援事業の定常業務に要する費用に充てる資金として、1.41億円を指定再資源化機関に対して出えんした。
- (2) 離島対策等支援事業のうち、不法投棄等対策支援事業の更なる拡充に要する費用に充てる資金として、0.51億円を指定再資源化機関に対して出えんした。
- (3) 大規模災害の発生に備えた自治体向けの事前対応に要する費用に充てる資金として、0.20億円を指定再資源化機関に対して出えんした。
- (4) 自動車リサイクル情報システムにおけるデータセンターの機能維持のための更新に要する費用に充てる資金として、1.38億円を情報管理センターに対して出えんした。
- (5) 自動車リサイクルの更なる発展に向けた理解活動に要する費用に充てる資金として、1.05億円の出えん等を行った(0.97億円を資金管理法入にて収受、0.06億円を情報管理センターに、0.02億円を指定再資源化機関に対して出えん)。

8. 環境配慮設計及び再生資源利用の進んだ自動車へのインセンティブ(リサイクル料金割引)制度が実施された場合への対応

環境配慮設計及び再生資源利用の進んだ自動車へのインセンティブ(リサイクル料金割引)制度が実施された場合に備え、業務及びシステムの観点から対応方法を整理した。平成29年9月に開催された産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルワーキンググループ及び中央環境審議会循環型社会部会自動車リサイクル専門委員会合同会議にて当該制度の開始延期が決定したが、平成30年度も引き続き、推進の準備を行う予定である。

9. 資金管理業務諮問委員会の運営

資金管理業務諮問委員会の運営について、ポイントの明示やビジュアル化を図った分かりやすい資料に改善したこと等に伴い、効率的かつ活発な議論が推進され、会議運営に係る質の向上を実現した。

10. 特預金の発生要因の分析

残高が160億円超(利息を含む)となる特預金について、発生要因の分析に着手した。発生要因のうち法第98条第1項第4号に規定される「20年時効」に該当するケースについては、自動車所有者への通知や特預金に転化するタイミング等、検討課題を洗い出し、対応方針の整理を実施した。

以上